

とくべつ くみんぜい・とみんぜい・しんりんかんきょうぜい じゅうみんぜい
特別区民税・都民税・森林環境税(住民税)



あなたが 払(はら)わなければいけない 税金(ぜいきん)(お金(かね))が、まだ 払(はら)われていません。
「早く税金を 払ってください」という 強い お願いの 手紙(催告書)を 送ります。

◆ 住民税(じゅうみんぜい)を 払(はら)う人(ひと)

住民税は、日本に 住んでいる すべての人が 払う 税金(ぜいきん)です。外国人(がいこくじん)も 払わなければなりません。

次の (1) か (2) に あてはまる人は、足立区(あだちく)に 住民税を 払います。

(1) その年の 1 月 1 日に 足立区に 住んでいて、前の年に 収入(しゅうにゅう・お金)が あった人

(2) その年の 1 月 1 日に 足立区に 会社(かいしゃ)や 店(みせ)、家(いえ)が あって、前の年に 収入が あった人

◆ 催告書(さいこくしょ)とは

住民税を 決(き)められた 日までに 払わないと、まず「督促状(とくそくじょう)」が 届きます。

それでも 払わないで、相談(そうだん)もしないでいると、法律(ほうりつ)に よって、あなたの 銀行(ぎんこう)の お金や、給料(きゅうりょう)などを 調(しら)べます。そして、それらの お金を 使うことが できなくなります(差押え・さしおさえ)。

「催告書」は、「このまま 払わないと、お金を 差し押さえます」という さいごの 警告(けいこく)です。催告書が 届いた人は、すぐに お金を すべて 払って ください。

もし 払うことが できないときは、すぐに 区役所(くやくしょ)の 納税課(のうぜいか)に 相談して ください。

《みんなが 平等(びやうどう)に 税金(ぜいきん)を 払(はら)うために、税金(ぜいきん)を 払(はら)わない人(ひと)には、法律(ほうりつ)に もとづいて 次(つぎ)のことを します。》

1. あなたのお金(かね)や 財産(ざいさん)を 調(しら)べます

区役所(くやくしょ)の 職員(しょくいん)は、あなたが 使(つか)っている 銀行(ぎんこう)や、働(はたら)いている 会社(かいしゃ)などに、あなたのお金(かね)のことを 聞(き)いて 調(しら)べることができます。

「税金(ぜいきん)を 払(はら)ってください」という 手紙(てがみ)を 送(おく)ったあと、すぐに あなたの 銀行口座(ぎんこうこうざ)や 給料(きゅうりょう)などを 調(しら)べます。

2. あなたの財産(ざいさん)を 「差(さ)し押(おさ)え」 します

税金(ぜいきん)を 払(はら)うために、あなたの財産(ざいさん)を 区役所(くやくしょ)が 取(と)ります。これを「差(さ)し押(おさ)え」と いいます。

①銀行(ぎんこう)のお金(かね)： 銀行口座(ぎんこうこうざ)にある お金(かね)を 取(と)って、税金(ぜいきん)に します。

②給料(きゅうりょう)： 生活(せいかつ)に 必要(ひつよう)な お金(かね)を のぞいて、給料(きゅうりょう)から 税金(ぜいきん)を 取(と)ります。

③生命保険(せいめいほけん)：あなたが 入(はい)っている 保険(ほけん)を やめさせて、戻(もど)ってくる お金(かね)を 税金(ぜいきん)に あてます。

※ 大切(たいせつ)な 注意(ちゅうい)

- ①「いつ 差(さ)し押(おさ)えを するか」は、前(まえ)もって 連絡(れんらく)しません。
- ②差(さ)し押(おさ)えを されると、まわりの 人(ひと)や 会社(かいしゃ)からの 信用(しんよう)が なくなります。それによって あなたが 困(こま)ることがあっても、区役所(くやくしょ)は 責任(せきにん)を 負(お)いません。
- ③払(はら)う 期限(きげん)は もう 終(お)わっています。手紙(てがみ)に 書(か)いてある 日(ひ)より 前(まえ)であっても、すぐに 差(さ)し押(おさ)えを することがあります。

◆ 延滞金(えんたいきん：遅(おく)れたとき に 払う お金)について

住民税を 遅れて 払うと、延滞金 (えんたいきん)」という べつのお金 も いっしょに 払わなければなりません。

催告書に 書いてある 延滞金は、催告書を作った 日の 金額(きんがく)です。払うのが 遅くなると、延滞金 が 高くなること が あります。

※税金を 全部 払った人にも、延滞金 だけを 払うための 催告書を 送ることが あります。

◆ すでに お金を 払った人へ

あなたが お金を 払ってから、区役所が「払ったこと」を 確認(かくにん)できるまで、2 週間(しゅうかん) から 3 週間 かかります。

そのため、すでに 払ったのに 催告書が 届いてしまうこと が あります。その場合は、催告書を 捨てて ください。

◆ 払(はら)い忘れ を なくす 方法(ほうほう)

(1) 会社(かいしゃ) の 給料(きゅうりょう) から 払う (特別徴収・とくべつちょうしゅう)
毎月の 給料から 住民税が 自動(じどう) で 引かれます。やりたい人は、働(はたら) いている 会社に 相談 してください。

※ 今、未納(みのう：まだ 払っていない) に なっている 催告書 の お金には 使えません。

※ 軽自動車税(けいじどうしゃぜい) には 使えません。

(2) 銀行口座(ぎんこうこうざ) から 自動で 払う (口座振替・こうざふりかえ)
ハガキの「口座振替依頼書」で 申し込みます。ハガキが ない人は、下の 連絡先(れんらくさき) に 電話 してください。

銀行の キャッシュカードがあれば、足立区(あだちく)の 区民事務所(くみんじむしょ) や、区役所の 納税課(のうぜい課) の 窓口(まどぐち) でも 申し込むことができます。

部署(ぶしょ)： 納税課(のうぜい課) 収納管理係(しゅうのうかんりがかり)

電話番号(でんわばんごう)： 03-3880-5238

◆ 連絡先(れんらくさき・お問(と)い合(あ)わせ)

1 電話(でんわ)で聞(き)く

電話を かけるときは、番号(ばんごう)を 間違(まちが)えないで ください。

足立区に 住(す)んでいる 人

手紙(てがみ)に 書いてある 係(かかり)の名前(なまえ)を 見て、どちらかに 電話してください。わからなければ、どこの 番号に かけても 大丈夫(だいじょうぶ)です。

滞納整理第一係(だいいちかかり): 03-3880-5236

滞納整理第二係(だいにかり): 03-3880-5237

滞納整理第三係(だいさんかかり): 03-3880-5235

いまは 足立区の 外(そと)の まちに 住んでいる 人: 03-3880-5345

🌐 日本語(にほんご)が あまり わからない人へ

通訳(つうやく)の 人と いっしょに 3人で 電話で 話すことができます。英語(えいご)、中国語(ちゅうごくご)など 20の 言葉(ことば)ができます。

電話に 出た 人に 「通訳(つうやく)をお願いします」と 言ってください。

2 窓口(まどぐち)へ 行(い)って 聞(き)く

行く 場所(ばしょ)

足立区役所(あだちくやくしょ)の中央館(ちゅうおうかん) 1階(かい) 「納税課(のうぜいか)」

月曜日(げつようび) から 金曜日(きんようび)

【あいている 時間(じかん)】 朝(あさ) 8:30 から 夕方(ゆうがた) 5:00 まで

※ 土曜日(どようび)、日曜日(にちようび)、お祝い(お祝い)の日(しゅくじつ)、12月29日~1月3日 は 休みです。

日曜日(にちようび)に 行きたい とき

毎月(まいつき)の 4番目(ばんめ)の 日曜日は、税金(ぜいきん)の 相談(そうだん)ができます。

【あいている 時間(じかん)】 朝(あさ) 9:00 から 夕方(ゆうがた) 4:00 まで

🌐 窓口(まどぐち)で 通訳(つうやく)が ほしい人へ

翻訳機(ほんやくき:言葉(ことば)を かえる 機械(きかい))があります。

窓口の 人に 「翻訳機(ほんやくき)を 使(つか)いたいです」と 言ってください。